

香美町農業委員会総会(第2回)議事録

1 開催日時 令和8年4月21日(火) 9:45～10:40

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(13人)

会長	1番 吉川 正人
会長職務代理者	2番 文堂 福一
委員	3番 米田 和弘
	4番 岡田 久志
	5番 川本 博文
	6番 田中 憲二
	7番 井上 竹雄
	9番 北村 宏明
	10番 中村 実夫
	11番 伊井 仁
	12番 小西 敏
	13番 西崎 武志
	14番 小谷 直美

4 欠席農業委員(1人)

8番 岡田 久仁子

5 議事日程

第1 議案第2号	香美町農業委員会会長の互選を求めることについて
第2 議案第3号	香美町農業委員会会長職務代理者の互選を求めることについて
第3 議案第4号	議席の決定について
第4 会期の決定について	
第5 議事録署名委員の指名について	
第6 議案第5号	農地利用最適化推進委員の委嘱について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	榎 秀俊
事務局次長	北村 雅彦
書記	小林 弘嗣
書記	今井 和希

7 会議の概要

事務局	本日の総会は新しい委員による総会でありますので、議長の職務を執行すべき会長も会長職務代理者も定まっていません。そこで、この総会の臨時議長を選出したいと存じますが、地方自治法第107上の規定に準じて、本日の出席委員の中で最年長であります、文堂福一委員に臨時議長をお願いしたいと思います。今後の議事進行につきましては、文堂福一臨時議長をお願いしたいと思います。
臨時議長	これより議事に入ります。はじめに、日程第1 第2号議案「香美町農業委員会会長の互選を求めることについて」を議題とします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。
事務局	第2号議案「香美町農業委員会会長の互選を求めることについて」農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第5条第2項の規定により、本委員会の会長の互選を求める。続いて「香美町農業委員会互選規定」について説明する。
臨時議長	それでは、香美町農業委員会互選規定第3条の規定に基づき、ただいまから会長の選挙を行うことを宣告いたします。なお、先ほど事務局から説明がありましたように、選挙の方法は「投票」か「指名推薦」のいずれかの方法によると定められていますが、いかがいたしましょうか。
13番	先ほどの事務局の説明の中で、第3条の文言がおかしいような気がするのですが、問題ありませんでしょうか。
事務局	確認をします。内容自体は問題ないと考えています。

臨時議長 他にございませんか。

4番 指名推薦で行うことを提案します。

臨時議長 岡田久志委員から、会長選挙の方法は指名推薦によるべき旨の提案がありました。会長の選挙方法は指名推薦によることとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長 異議なしと認めます。よって会長選挙の方法は、「指名推薦」によることに決定いたします。

臨時議長 続きまして、指名推薦で決定するには、この場で指名推薦していただく方法と、選考委員制によって指名推薦していただく方法がございます。どちらの方法で決定するのがよろしいか。

(議長一任の声)

臨時議長 議長一任の声がございました。それでは選考委員制で指名選挙を行う方法をご提案いたします。選考委員制で行うことにご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長 異議なしと認めます。よって選挙の方法は「選考委員制」で「指名推薦」することに決定します。

臨時議長 それでは選考委員はどのように決定いたしましょうか。

(議長一任の声)

臨時議長 ただいま議長一任の声がございましたが、私が選考委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長 それでは、選考委員として香住区、村岡区から各2名、小代区から1名選出することとし、北村宏明委員、米田和弘委員、岡田久志委員、私、文堂福一、井上竹雄委員の5名をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。これより、選考委員の方々には別室で選考をお願いいたします。その間、暫時休憩いたします。

(選考委員は別室にて選考)

臨時議長 休憩を閉じ会議を再開します。それでは、選考委員から選考の結果を発表していただきます。

選考委員 それでは、選考委員から選考の結果を発表させていただきます。選考委員としましては吉川正人委員を会長に推薦することを決定いたしましたことをご報告させていただきます。

臨時議長 ただいま、選考委員より吉川正人委員を会長に指名推薦するとの発表がございました。被指名人、吉川正人委員を当選人として決定することについて異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

臨時議長 異議なしと認めます。よって被指名人、吉川正人委員を当選人とすることに全員の同意があったものとみなし、互選規程第8条第2項の規定により、吉川正人委員を当選人といたします。

臨時議長 なお、互選規程第9条の規定によりますと、議長は当選人に会長にご就任いただけるかどうかの承諾を求め、3日以内に文書で承諾いただけるかどうかお返事をいただくこととなっております。また、互選規程第11条の規定によりますと、承諾いただいたときは、公告しなければならないこととなっており、同じく第12条の規定により、この公告の日から会長に就任することとなっております。これら一連の事務手続きは早急に進めることとして、まずはこの場において、当選人、吉川正人委員に、会長に就任いただけるかどうか伺うこととします。それでは、吉川正人委員、ご承諾いただけますでしょうか。

当選人	<p>ただいま、選考委員からご指名をいただきました吉川でございます。会長職は重責ではございますが、皆様のご協力をいただきながら務めさせていただきたいと存じます。</p> <p>(拍手)</p>
臨時議長	<p>ただいま、当選人、吉川正人委員より、会長にご就任いただくことについてご承諾が得られました。よって第2号議案「香美町農業委員会会長の互選を求めることについて」は、当選人「吉川正人」氏に決定いたしました。</p>
臨時議長	<p>それでは、ここからは香美町農業委員会会議規則第6条により、会長を議長としますので、臨時議長を退任させていただきます。</p>
議長	<p>つづきまして、日程第2 第3号議案「香美町農業委員会会長職務代理者の互選を求めることについて」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。</p>
事務局	<p>第3号議案「香美町農業委員会会長職務代理者の互選を求めることについて」農業委員会等に関する法律第5条第5項により、本委員会の会長職務代理者の互選を求める。続いて、香美町農業委員会互選規程について説明する。</p>
議長	<p>それでは、香美町農業委員会互選規程第3条の規定に基づき、ただいまから会長職務代理者の選挙を行うことを宣告いたします。なお、先ほど事務局から説明がありましたように、選挙の方法は「投票」か「指名推薦」のいずれかの方法によると定められておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
3番	<p>指名推薦での選考を提案いたします。</p>
議長	<p>米田和弘委員から、会長職務代理者選挙の方法は指名推薦によるべき旨の提案がありました。会長職務代理者の選挙方法は指名推薦によることとして異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会長職務代理者選挙の方法は、「指名推薦」によることに決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして、指名推薦で決定するには、この場で指名推薦していただく方法と、選考委員制によって指名推薦していただく方法がございます。どちらの方法で決定するのがよろしいか。</p> <p>(議長一任の声)</p>
議長	<p>議長一任の声がございました。それでは選考委員制で指名選挙を行う方法をご提案いたします。選考委員制で行うことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって選挙の方法は「選考委員制」で「指名推薦」することに決定します。</p>
議長	<p>それでは選考委員はどのように決定いたしましょうか。</p> <p>(議長一任の声)</p>
議長	<p>ただいま議長一任の声がございましたが、私が選考委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、選考委員として香住区、村岡区から各2名、小代区から1名選出することとし、私、吉川正人、小谷直美委員、岡田久志委員、西崎武志委員、田中憲二委員の5名をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。これより、選考委員の方々には別室で選考をお願いいたします。その間、暫時休憩いたします。</p>

	(選考委員は別室にて選考)
議長	休憩を閉じ会議を再開します。それでは、選考委員から選考の結果を発表していただきます。
選考委員	それでは、選考委員から選考の結果を発表させていただきます。選考委員としましては文堂福一委員を会長職務代理者に推薦することを決定いたしましたことをご報告させていただきます。
議長	ただいま、選考委員より文堂福一委員を会長職務代理者に指名推薦するとの発表がございました。被指名人、文堂福一委員を当選人として決定することについて異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
臨時議長	異議なしと認めます。よって被指名人、文堂福一委員を当選人とすることに全員の同意があったものとみなし、互選規程第8条第2項の規定により、文堂福一委員を当選人といたします。
臨時議長	なお、互選規程第9条の規定によりますと、議長は当選人に会長職務代理者にご就任いただけるかどうかの承諾を求め、3日以内に文書で承諾いただけるかどうかお返事をいただくこととなっております。また、互選規程第11条の規定によりますと、承諾いただいたときは、公告しなければならないこととなっております。同じく第12条の規定により、この公告の日から会長職務代理者に就任することとなっております。これら一連の事務手続きは早急に進めることとして、まずはこの場において、当選人、文堂福一委員に、会長職務代理者にご就任いただけるかどうか伺うこととします。それでは、文堂福一委員、ご承諾いただけますでしょうか
当選人	皆さんから指名をいただきました。会長の手助けをし、皆さんと共に農業委員会を盛り上げて行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。
	(拍手)
議長	ただいま、当選人、文堂福一委員より、会長職務代理者にご就任いただくことについてご承諾が得られました。よって第3号議案「香美町農業委員会会長職務代理者の互選を求めることについて」は、当選人「文堂福一」氏に決定いたしました。
議長	それでは、日程第3「第4号議案 議席の決定について」ですが、香美町農業委員会規則第8条に「議席はあらかじめくじで定める。」と定められております。これに従いまして、ただいまから事務局が持って回りますくじを引いていただき、まず、くじを引く順番を決めます。
	(事務局は各委員のくじ番号を確認する。)
議長	次に、議席を決めるためのくじを引いていただきます。議席1番は会長、議席2番は会長職務代理者となりますので、議席番号は3番から14番となります。それでは、事務局がくじをお持ちしますので、くじを引いてください。
	(事務局は各委員のくじ番号を確認し、議席番号を発表する。)
議長	それでは議案第7号「議席の決定について」は以上の番号に決定いたしました。誠に恐縮でございますが、議席番号に従って、荷物をお持ちいただき、席を移動していただけますでしょうか。
	(事務局は各委員の移動等の手助けをする。)
議長	今後、皆様の任期中に開催される総会では、この議席順に着席をいただきますようお願いいたします。
議長	次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。おはかりいたします。会期は、本日1日としてよろしいか。
	(異議なし)
議長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日といたします。

議長	<p>次に、日程第5「議事録署名委員の指名について」でございますが、2番 文堂福一委員と3番 米田和弘委員をこの総会の議事録署名委員に指名したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、この総会の議事録署名委員に2番 文堂福一委員と3番 米田和弘委員を指名します。</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案第8号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条1項の規定による農地利用最適化推進委員を、次の者に委嘱する。以下、①住所、②氏名、③生年月日、④担当区域の順に10人を読み上げる。続けて、議案資料①の2ページにより農業委員会等に関する法律第17条の規定について説明する。また、1月23日に開催した農地利用最適化推進委員審査委員会で、10人ともに適当と判断されている旨を申し添える。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議長	<p>質問や意見等がないようですので、これより採決をとります。議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第5号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は原案のとおり異議なしとし、10人を農地利用最適化推進委員として委嘱することに決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、審議について終わります。</p>

議事録署名委員

㊟

㊟